

運輸安全マネジメントに関する取組み

第14期（2025年1月～2025年12月）



BAYLINE EXPRESS

バイラインエクスプレス株式会社

輸送の安全に関する基本的な方針

当社の輸送の安全に関する基本方針は、

- 「常に全社員で高い安全品質を提供します」
- 「安全を自らの使命とし、安全動作を表現します」
- 「安全が作り出すブランドを守り続けます」

以上の3項目とし、次の項目を中心に輸送の安全性向上に積極的に取り組んでまいります。

事業運営においては、お客様の安全確保を第一に考えます。
安全確保のため、日頃から危険要素の排除に努めます。
常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指します。
輸送の安全に関する情報については開示共有し、周知徹底を図ります。
安全に関する教育、訓練、研修等を適時適切に実施します。

輸送の安全に関する目標及びその達成状況

第14期目標（2025年1月～2025年12月）

重大事故・人身事故・健康起因の事故0件

※自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったものは除く。

実績：0件（達成）

第15期目標（2026年1月～2026年12月）

重大事故・人身事故・健康起因の事故0件

※自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったものは除く。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

第14期目標（2025年1月～2025年12月）

自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

乗合：5件

貸切：0件

死亡事故件数：乗合0件、貸切0件 計0件

重傷事故件数：乗合0件、貸切0件 計0件

軽傷事故件数：乗合0件、貸切0件 計0件

物損事故件数：乗合6件、貸切12件 計18件

事故報告書提出件数：乗合5件、貸切0件 計5件

健康起因事故件数：乗合0件、貸切0件 計0件

2021年1月9日制定

安全管理規程

バイラインエクスプレス株式会社

安全管理規程

～目次～

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(附 則)

2021年1月9日制定

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

第14期(2025年1月~2025年12月)

【安全】

- 安全調査の実施(バス停、SA等)
- 動態管理の強化(ネットワーク型デジタコ:ITPの活用)
- 衝突防止補助システム(モービルアイ)のデータを活用した教育・指導
- De-learn!ng 活用した旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づく教育
- グループ会社間での安全情報共有会議の実施
- 安全運動、総点検の実施
- 内部監査の実施
- 社内コミュニケーションツールを活用した安全情報の発信

【健康】

- 健康診断の受診
- 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査・心肺・脳ドックの受診
- 出勤時の血圧測定の実施
- 健康経営優良法人2025認定
- オフィスストレッチの継続(WellBody)

【研修】

- バス協会主催の保安部会、貸切部会への参加
- 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講

【その他】

- 役職者との定期面談の実施

【投資】

- 東京営業所から羽田営業所への名称変更・移転及び増設
- 車庫内外灯の増設(本社営業所)
- 増車車両への衝突防止補助システム(モービルアイ)設置
- 新社内管理システムの導入

第15期(2026年1月~2026年12月)

【安全】

- 安全調査の実施(バス停、SA等)
- 動態管理の強化(ネットワーク型デジタコ:ITPの活用)
- 衝突防止補助システム(モービルアイ)のデータを活用した教育・指導
- De-learn!ng 活用した旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づく教育
- グループ会社間での安全情報共有会議の実施
- 安全運動、総点検の実施
- 内部監査の実施
- 社内コミュニケーションツールを活用した安全情報の発信
- ダイヤ改正(高速路線)

【健康】

- 健康診断の受診
- 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査・脳ドックの受診
- 出勤時の血圧測定の実施
- 健康経営優良法人2026申請

【研修】

- 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講
- バス協会主催の保安部会、貸切部会への参加

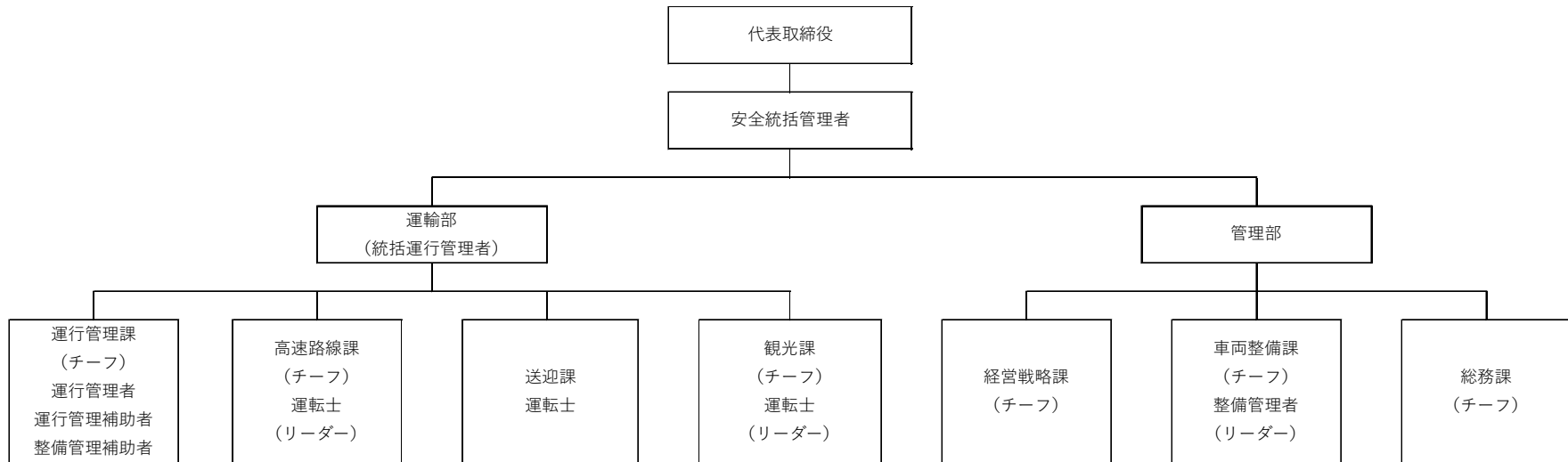
【その他】

- 役職者との定期面談の実施
- 年間休日数改定

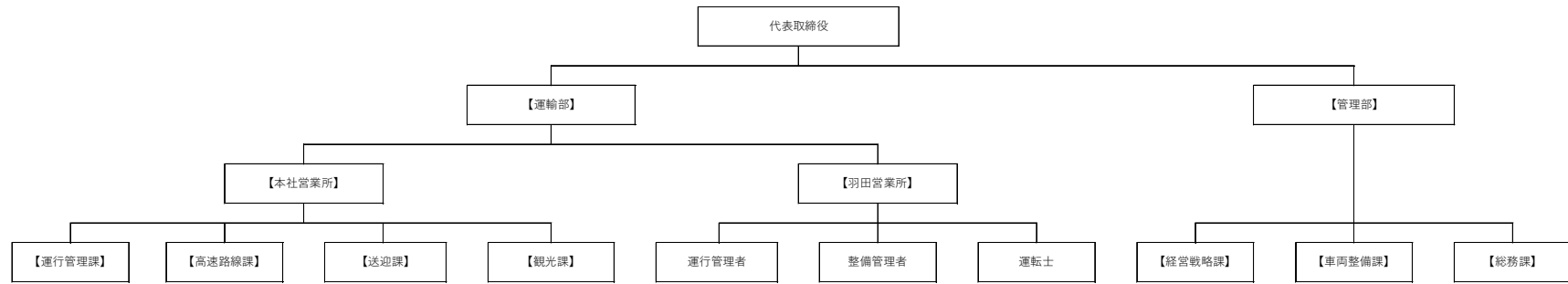
【投資】

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度★★申請
- 増車車両への衝突防止補助システム(モービルアイ)設置
- プロテクションフィルムの導入

輸送の安全にかかわる情報の伝達体制

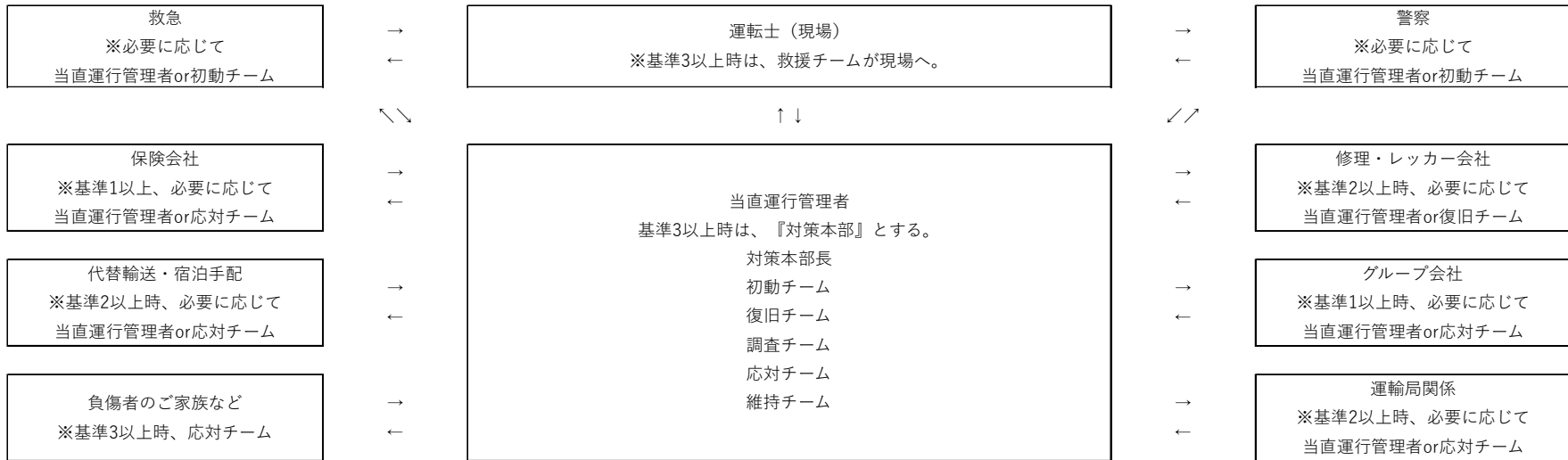


組織図



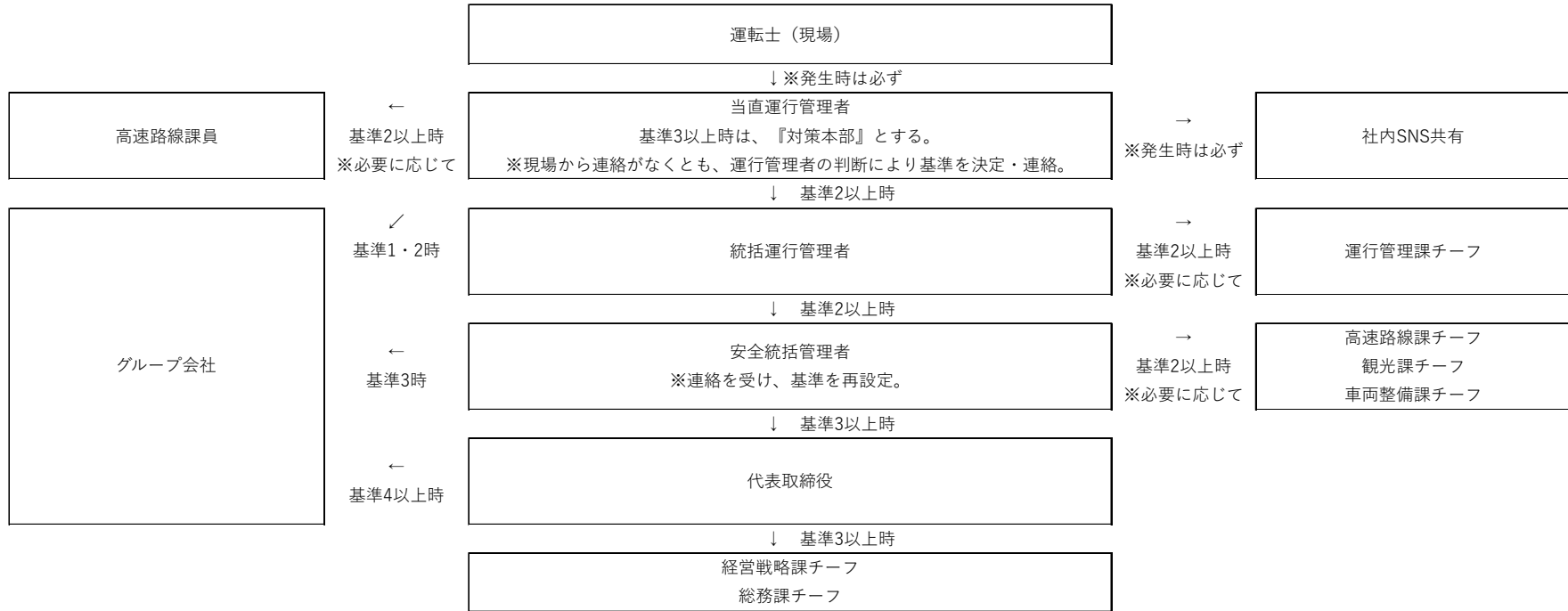
その他の組織体制

事故等発生時社内体制



- 基準1 負傷者もおらず、当該車両での運行継続が可能な事故、またはトラブル発生時
- 基準2 負傷者はいないが、当該車両での運行継続が不可能な事故・故障発生時
または、運行ルート上での震度5強以上の地震観測時
- 基準3 負傷者が出た事故発生時、または負傷者はいないが、社会的影響が大きいと判断される事故・故障・トラブル発生時
- 基準4 故障を除く自動車事故報告書の提出が必要な事故時
- 基準5 事故の速報が必要な事故発生、または重大事件・事件・事件の予告発生時など

事故等発生時社内連絡網



- 基準1 負傷者もおらず、当該車両での運行継続が可能な事故、またはトラブル発生時
- 基準2 負傷者はいないが、当該車両での運行継続が不可能な事故・故障発生時
または、運行ルート上での震度5以上の地震観測時
- 基準3 負傷者が出た事故発生時、または負傷者はいないが、社会的影響が大きいと判断される事故・故障・トラブル発生時
- 基準4 故障を除く自動車事故報告書の提出が必要な事故時
- 基準5 事故の速報が必要な事故発生、または重大事件・事件・事件の予告発生時など
※連絡が通じない場合は、一つ先へ連絡を行うこと。

基準3以上事故等発生時職名別役割表

職名	担当	役割
対策本部長	代表取締役	連絡を受け、本社へ出勤。対策本部を設置。 全体への指揮・命令・判断・統括。
初動チーム	チーム長：運行管理課チーフ ※必要に応じ同課員より追加人選	状況により、運転士に代わり警察・救急への連絡。社内連絡網への連絡。 運転士への指示・状況確認。時系列の作成、情報を精査し各チームへの共有。
復旧チーム	チーム長：車両整備課チーフ ※必要に応じ同課員より追加人選	連絡を受け、本社へ出勤。車両状況を把握し、移送もしくは修理の手配。 また車両情報（過去整備・故障履歴、車検・保険加入状況等）のリストアップ。
救援チーム	チーム長：安全統括管理者 ※必要に応じ全従業員より追加人選	連絡を受け、現地へ直行。 事故規模及び負傷者数等により、必要な人員を対策本部長へ報告。 現地にて乗客の情報収集・対応、荷物の確保。現地情報の報告。負傷者への付き添い。
調査チーム	チーム長：高速路線課チーフor観光課チーフ ※必要に応じ総務課チーフ及び同課員より追加人選	連絡を受け、本社へ出勤。事故動画より事故原因を追究。 必要に応じ、運転士情報（研修・教育履歴、健康状況、勤怠履歴等）のリストアップ。
応対チーム	チーム長：統括運行管理者 ※必要に応じ運輸部員より追加人選	連絡を受け、本社へ出勤。電話対応の窓口なる。 乗客名簿の作成。保険会社への連絡。 負傷者家族への連絡・応対・交渉。支局報告。グループ会社間との情報共有・救援依頼。 必要に応じ代替輸送or車両・宿泊先等の手配。
維持チーム	チーム長：経営戦略課チーフ ※必要に応じ総務課課員より追加人選	連絡を受け、本社へ出勤。通常業務を代行する。

※チーム長不在時は、対策本部長が人選。

輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

第14期（2025年1月～2025年12月）

【全運転士】

・旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づく教育：毎月実施（De-learning 活用）

- 1月 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法」
- 2月 「健康管理の重要性」
- 3月 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」
「ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有」
- 4月 「事業用自動車を運転する場合の心構え」
- 5月 「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」
- 6月 「事業用自動車の構造上の特性」
- 7月 「乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項」
- 8月 「旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項」
- 9月 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
- 10月 「主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況」
- 11月 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
- 12月 「運転者の運転適性に応じた安全運転」

・ネットワーク型デジタコ（ITP）、衝突防止補助システム（モービルアイ）のデータを活用した指導・教育：毎帰庫点呼時

・リーダー職との側乗による指導・教育：適時

・他社、グループ会社の事故・ヒヤリハット事案に基づく資料・動画を活用した指導・教育：適時

【新入運転士】

- 初任適性診断受診
- 初任運転者教育

【65歳以上運転士】

- 適齢適性診断受講

【整備管理者】

- 整備管理者選任後研修受講

【運行管理者】

- 運行管理者一般講習受講

【高速路線】

- 入社半年後側乗確認
- 雪道研修
- 路線ルート研修

【貸切】

- 入社半年後側乗確認
- 雪道研修
- 観光地ルート研修

■ルート研修例

【初任研修時（貸切）】

羽田空港⇄首都高速 K1⇄横浜駅近郊ホテル

羽田空港⇄一般道（132号線、409号線、産業道路等）⇄川崎駅近郊ホテル

羽田空港内⇄一般道（環状8号線等）羽田空港近郊ホテル

【観光地（貸切）】

みどり湖⇒新島々駅⇒風穴の里⇒入山トンネル⇒奈川渡ダム⇒さわんどバスターミナル

日光いろは坂（上り）⇒明智平⇒中禅寺湖⇒龍頭の滝⇒日光湯元⇒湯滝⇒光徳牧場⇒三本松⇒赤沼⇒養魚場⇒華厳の滝⇒日光いろは坂（下り）⇒磐梯⇒富士観光センター⇒神橋⇒東観荘前⇒清晃苑前⇒輪王寺⇒二荒山神社⇒福助前⇒竹内物産店⇒東武バス日光営業所⇒日光だいや川公園

貸切運転士実技研修
ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

ベイラインエクスプレス株式会社


日時	2025/4.1~11
場所	隘路、坂道、市街地、駐車場、高速道を含む指定コース
研修内容 指導内容	<p>隘路：狭い道での走行では常に先読みや防衛運転が大切。特に信号機のない横断歩道では歩行者や自転車の動向に注意すること。先の状況がわかりづらい時などは必要に応じて適正な速度と徐行すること徹底すること。</p> <p>坂道：坂道発進の際は、勾配によって適切なギア(ローギア)を選択し、発進時にヨーイングが発生しないよう心掛けること。上り勾配より下り勾配の方が速度調整が難しいので適切な安全速度を意識した走行をすること。また下り勾配では車両の重量を加味し、早めのエンジンブレーキ等を用いて適切な減速をすること。</p> <p>市街地：市街地では駐車車両や自転車の動向に注意すること。また駐車車両の側方を通過する際は安全な距離を取ることと歩行者の飛び出しに注意すること。進路変更や車線を変える場合などは早めの合図を徹底すること。特に交差点右左折時。</p> <p>駐車場：後退時の基本動作を徹底すること。駐車位置や付近に障害物がないかどうか目視にて確認すること。死角を補うために必要に応じて努力視界を用いて確認することも大切だということを再認識する。</p> <p>高速道：道路状況に応じた適切な速度と車間距離を維持し、適切な車線で等速走行に努めると共に快適性を提供することに努める。JCT手前では先の状況を眺みつつ適切な速度と早めの減速方法を再確認。</p>
講師	<input type="text"/>
受講者	<input type="text"/>
特記事項	
写真	

車種区分：大型

指導歴：2年5ヶ月

貸切運転士実技研修
ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

バイラインエクスプレス株式会社

日時	2025.6/8.15.22.29
場所	
研修内容 指導内容	<p>隘路：狭い道での走行では常に先読みや防衛運転が大切。特に番号のない横断歩道では歩行者や自転車の動向に注意すること。先の状況がわかりづらい時などは必要に応じて適正な速度と徐行すること徹底すること。</p> <p>坂道：坂道発進の際は、勾配によって適切なギア(ローギア)を選択し、発進時にヨーイングが発生しないよう心掛けること。上り勾配より下り勾配の方が速度調整が難しいので適切な安全速度を意識した走行をすること。また下り勾配では車両の重量を加味し、早めのエンジンブレーキ等を用いて適切な減速をすること。</p> <p>市街地：市街地では駐車車両や自転車の動向に注意すること。また駐車車両の前方を通過する際などは安全な距離を取ることと歩行者の飛び出しに注意すること。道路変更や車線を変える場合などは早めの合図を徹底すること。特に交差点右左折時。</p> <p>駐車場：後進時の基本動作を徹底すること。駐車位置や付近に障害物がないかどうか目視にて確認すること。死角を補うために必要に応じて努力視界を用いて確認することも大切だということをも再認識する。</p> <p>高速道：道路状況に応じた適切な速度と車間距離を維持し、適切な車線で等速走行に努めると共に快適性を提供することに努める。JCT手前では先の状況を眺みつつ適切な速度と早めの減速方法を再確認。</p>
講師	
受講者	
特記事項	
研修記録 (業務日報)	

車種区分：大型
 指導歴：3年半

• 地方観光地研修

研修日：2025年4月7日

研修地：長野県 上高地近郊



研修日：2025年4月11日

研修地：栃木県 日光近郊



研修日：2024年8月21・22日

研修地：栃木県 日光近郊



【第15期 運転士年間教育計画】

BEX '26

安全に関する教育及び研修の計画 (安B-15)					
バイラインエクスプレス株式会社 ***第15期(2026年1月~2026年12月)教育指導年間計画表***					
実施月	公示関係	サービス関係	安全管理関係	その他	実技
1	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	1、プロ意識の徹底 2、安全と安心と信頼 3、常識、良識ある言葉遣い 4、エコドライブ	1、車内外、事故例と反省点 2、運行前点検の徹底 3、安全速度の厳守	適正診断適用講座 乗務員面談 健康診断 運行管理者基礎講習	雪山走行研修 日常点検
2	健康管理の重要性	感染症対策		無事故無違反コンクール 安全マネジメント進捗報告	手洗いうがいの励行
3	安全性の向上を図るための装置を備える 事業用自動車の適切な運転方法	5、急発進、急加速、急ハンドル、急制動の禁止 6、道路工事、交通渋滞状況等の把握	4、安全確認と慎重なドアの開閉 5、ヒヤリ、ハット体験報告	旅客運行管理者試験 運行管理者等指導講習	バックカメラ モバイルアイ
4	事業用自動車を運転する場合の心構え	7、車内清掃の清潔	春の交通安全運動		指差確認の徹底
5	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項		6、各種事故からの危険予測と回避 7、事故後の措置	安全マネジメント進捗報告 内部監査	右左折 日常点検
6	事業用自動車の構造上の特性 ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の社内共有		8、ヒヤリ、ハット体験報告	健康診断 乗務員面談	高速道路 速度とブレーキ モバイルアイ
7	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	8、制服、身だしなみの清潔 9、エアコンフィルター清掃	9、自己管理の必要性と安全運転 10、シートベルトの重要性 夏の交通安全運動	運転者適性診断	車内確認の徹底
8	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項		1、車内外、事故例と反省点 2、運行前点検の徹底 3、安全速度の厳守	旅客運行管理者試験 安全マネジメント進捗報告	発進走行
9	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法		秋の全国交通安全運動 12、バスジャック研修	整備管理者講習	非常扉実習 アナウンス実習
10	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	10、窓ガラスの清掃 11、車内整理整頓			バス停調査
11	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法			運行管理者等指導講習 運転者適性診断 安全マネジメントレビュー	運転姿勢 車間距離 安全な後退方法
12	運転者の運転適性に応じた安全運転 ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転		11、ドラレコ車両での実務講習 年末年始事故防止総点検	安全マネジメント取り組み	チェーン講習
目的	講習の中で個々のスキルアップ及び安全意識を高めることを目標にし、お客様を第一に考えハイレベルなサービスを提供出来る乗務員の養成				
備考	指導計画については重大な事故、災害などが発生した場合、又は、同種の事故、問題点が再発した場合、その他、特に必要と認められる重要事項が発生した場合には緊急に安全に関する最重要事項に変更するものとする。 ①教育指導は、大臣告示を基本に実施する。 ②事故を起こした乗務員には、安全推進委員会にて特別指導を実施する。 ③初任運転者の指導は、告示第2章により実施する。 ④教育指導は、告示事項以外に当社経営方針により乗務員資質向上を図る。 ⑤指導参考資料は、バス協会保安部会資料、所轄警察署情報等も活用する。 ⑥上記以外に必要に応じ臨時指導や、予定の一部を変更実施する場合がある。 ⑦当社内の座学的教育指導や実習指導のほか、他の研修施設に派遣し、能力の向上を図ることも予定する。 ⑧当社教育担当者のほか、部外講師を招き講習実施も予定する。				

輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びに
それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

実施日：2025年11月20日

監査員：総務課 チーフ職（監査リーダー）、経営戦略課 チーフ職

監査対象：代表取締役、安全統括管理者、統括運行管理者、
運行管理課、車両整備課、観光課

監査内容：インタビュー、帳票関係確認、事故発生時フロー確認

監査結果：データベースの活用、事故発生時フロー浸透の不十分

対策：保存箇所の統一。新入社員へのフロー説明の実施。

安全統括管理者に係る情報

運輸部 マネージャー 宮澤 秀和

(2021年1月19日選任)

行政処分に係る情報

なし

一般貸切旅客自動車運送事業について

事業者名		ペイラインエクスプレス株式会社		
許可年度		令和3年01月09日	令和6年09月09日	
営業所の名称		本社営業所	羽田営業所	
許可に付された条件の内容		—	中小型車限定	
営業所の所在都道府県名		神奈川県	東京都	
営業区域		神奈川県、東京都		
バス協会等への加入状況		神奈川県バス協会加入		
貸切バス事業者安全性評価認定		☆		
事業用自動車	大型	車両数	11台	
		最古年式	2013年	
		最新年式	2025年	
		平均車齢	7.4年	
		ドライブレコーダー搭載車両	11台(100%)	
		デジタル式運行記録計搭載車両	11台(100%)	
		ASV搭載車両	11台(100%)	
		主な運行の様相	観光輸送(昼間)	
	中型	車両数		
		最古年式		
		最新年式		
		平均車齢		
		ドライブレコーダー搭載車両		
		デジタル式運行記録計搭載車両		
		ASV搭載車両		
		主な運行の様相		
	小型	車両数	1台	2台
		最古年式	2019年	2016年
		最新年式	2019年	2018年
		平均車齢	6.5年	8.2年
		ドライブレコーダー搭載車両	1台(100%)	2台(100%)
		デジタル式運行記録計搭載車両	1台(100%)	2台(100%)
		ASV搭載車両	1台(100%)	2台(100%)
		主な運行の様相	学校・企業等送迎	学校・企業等送迎
	コミューター車	車両数		1台
		最古年式		2010年
		最新年式		2010年
		平均車齢		15.7年
ドライブレコーダー搭載車両			1台(100%)	
デジタル式運行記録計搭載車両			1台(100%)	
ASV搭載車両			1台(100%)	
主な運行の様相			学校・企業等送迎	
任意保険加入状況		対人保険：無制限、対物保険：無制限		
運転者	正規雇用	28人	—	
	正規雇用以外	23人	—	
	平均勤続年数	2年	—	
運行管理者数		6人	2人	
うち他の業務(運転者等)と兼職している人数		2人	1人	
運行管理補助者数		8人	8人	
うち他の業務(運転者等)と兼職している人数		4人	4人	
整備管理者数		3人	3人	
うち他の業務(運転者等)と兼職している人数		2人	2人	
整備管理補助者数		13人	9人	
うち他の業務(運転者等)と兼職している人数		6人	4人	
直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況		—		
直近3年間の県指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況		○		

2025年12月31日現在